

原子力災害対応雇用支援事業

令和5年度予算額 制度要求（制度要求） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 長引く原子力災害の影響により、依然として約3.2万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 令和5年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、こうした避難者や被災後長期的に不安定な雇用状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、被災12市町村においては事業所の再開は徐々には進んでいるものの未だ避難指示が解除されていない区域もあり、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

2 事業の概要・実施主体等

- ◆ 事業内容
 - 事業開始可能期間：令和5年度末まで
 - 実施地域：原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体
 - 対象者：福島県被災求職者
 - ① 原子力災害発生により福島県に所在する事業所を離職した者
 - ② 発災時に福島県に居住していた者のいずれかに該当し、かつ過去1年間に原子力災害被災12市町村で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者
 - 雇用期間：1年以内

- ◆ 事業概要
 - 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

- ◆ 実施要件
 - 福島県又は原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体を実施する原子力災害由来の事業であって他の事業で措置できない事業であり、かつ既存事業の振替でない事業を対象とする。
 - 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 雇用期間終了後更新可

- ◆ 事例
 - 被災地域地場産品風評払拭PR業務
 - 公共施設等放射線測定業務
 - 被災児童・生徒のための送迎用スクールバスの添乗業務

